

身体障害者手帳の申請について

身体に障害のある方は、身障法第15条による指定を受けた医師の診断書を添えて、居住地（又は現在地）の知事に身体障害者手帳の交付を申請することができます。（本人が15歳に満たないときは、保護者が本人に代わって申請します。）

身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づいて交付されるもので、同法の適用者たる身分の証明となるほか、身体障害者手帳保持者には各種の福祉措置が設けられています。

1. 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障害がある方です。

2. 障害の程度による区分

障害の程度によって最重度の1級から最軽度の6級までに区分されています。

3. 申請窓口：銚田市福祉事務所 社会福祉課

旭市民センター 総合窓口グループ

大洋市民センター 総合窓口グループ

4. 手帳を持っていると利用できる主な福祉制度

補装具（義眼、補聴器、義肢、車椅子、ストマ用装具）の交付・修理

日常生活用具（浴槽、便器、盲人用テープレコーダー等）の交付・修理

* 世帯の課税状況により一部自己負担があります。

* その他、障害の種別・等級によって、各種税の控除・減免、鉄道運賃・航空運賃、有料道路等の割引や医療費の補助等の制度があります。

【申請に必要なもの】

①診断書（身障法第15条による指定を受けた医師の作成したもので、3ヶ月以内のもの）

②写真2枚（4cm×3cm）※再交付の場合は1枚

※家庭用のパソコンのプリンタ等で印刷したものは不可。

③印鑑（認印可）

④本人の個人番号が分かるもの（個人番号カード、通知カード、住民票の写し等）

⑤申請に来られた方の身分証明書（運転免許証等）